

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第４条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希

望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第5条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第6条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(本業務の特記仕様事項)

第7条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 業務期間 80日間

2. 調査対象

地盤改良工法（大口径型低変位超高压噴射攪拌工法

(LDis-Dy 工法：NETIS 登録 No.KT-200141-A))

※LDis-Dy 工法：排土攪拌盤を装着した特殊ロッドヘッドにより、機械的攪拌と高压ジェットによる攪拌性の高い噴射攪拌とを組み合わせ、施工時の地盤変位を低減する工法

施工機は狭隘地での機動性が高い自走式小型地盤改良機とし、改良径φ1.5mとする。

3. 施工場所

※位置図及び設計図面参照

徳島市末広2丁目 左側 No.20+12.2(L)区間,No.21(L)区間,No.21+19.5(L)区間

右側 No.20+12.2(R)区間,No.21(R)区間,No.21+19.5(R)区間

4. 事前試験費

(ア) 施工に先立ち行う事前配合試験を含むものとする。

事前配合試験は 72 供試体 (1 か所×2 土層×1 固化材×2 水セメント比(1.0,1.5)×3 供試体×2 材令×添加量 3 水準) 行う。

試料：約 0.5kg/供試体 ×72 供試体 =36kg

室内配合試験強度=1.5×設計基準強度とし、設計基準強度は数量表のとおりとする。

(イ) 「セメントおよびセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領」に基づく試験を含む。

設計配合現場添加量に最も近い添加量の供試体を対象に試験を行い、4 回(2 層(粘土、砂質土)×2 水セメント比 (1.0、1.5)) 実施する。

5. 品質管理

(ア) ボーリングコアによる一軸圧縮試験を含む。試験は 9 供試体=3 か所×3 供試体(上層、中層、下層) 行う。費用は、共通仮設費(技術管理費) 率に含む。

6. 現場条件

(ア) 本工事は、A1 橋台(No.22)から北の本線高架橋架設後となる。高架橋桁下高さは約 4.3m 程度であり、改良プラントのサイロが設置不可能であるため、プラントヤードは、本線西側側道(全面通行止め)に設置するものとする。(設計図面(施工計画図) 参照)

(イ) 自走式小型地盤改良機は、側道と施工箇所高低差があるため、本線よりセミトレーラーにて進入するものとする。(設計図面(進入軌跡図) 参照)

(ウ) 本線西側と東側に分かれて同時に 2 分割工事にて施工するものとする。

※歩掛調査結果についても、西側と東側を分割して提出するものとする。

数量表

W/C＝1：1.5 固化材比重 3.00 水比重：1.00

大口径型低変位超高压喷射搅拌工法(LDis-Dy工法 φ1.5m)

盛上り率： 100 %

区 分		改良径 (m)	設計基準強度 (kN/m2)	施工数量 (本)	施工基面 (m)	改良天端 (m)	改良下端 (m)	削孔長 (m)	改良長 (m)	延削孔長 (m)	延改良長 (m)	改良面積 (m ²)	改良土量 (m ³)	1本当たりの注入量 (m3／本)	推定添加量 (kg／m3)	吐出量 ℓ／分	推定噴射量 (分／m)	推定固化材 使用量(t)	盛上り量 (m3)	備 考
右側	No.21+19.5	1.5	500	44	2.45	0.70	-14.30	16.75	15.00	737.00	660.00	1.77	1168.20	6.75	170	150	3.0	222.40	297.00	ロス12%
	No.21	1.5		40	2.45	0.70	-13.30	15.75	14.00	630.00	560.00	1.77	991.20	6.30	170	150	3.0	188.70	252.00	ロス12%
	No.20+12.2	1.5	400	20	2.45	1.45	-13.30	15.75	14.75	315.00	295.00	1.77	522.15	6.64	150	150	3.0	87.70	132.75	ロス12%
左側	No.21+19.5	1.5	500	44	2.45	0.70	-14.30	16.75	15.00	737.00	660.00	1.77	1168.20	6.75	170	150	3.0	222.40	297.00	ロス12%
	No.21	1.5		36	2.45	0.70	-13.30	15.75	14.00	567.00	504.00	1.77	892.08	6.30	170	150	3.0	169.80	226.80	ロス12%
	No.20+12.2	1.5	400	24	2.45	1.45	-13.30	15.75	14.75	378.00	354.00	1.77	626.58	6.64	150	150	3.0	105.20	159.30	ロス12%
合 計		-	-	208	-	-	-	16.17	14.58	3364.00	3033.00	-	5368.41	-	-	-	-	996.20	1364.85	-

注)施工基面は、仮定値であることから、施工前に再設定し、数量変更を行う必要がある。

盛上り土は、実績からの推定値であることから、再度現状に合わせ数量変更を行う必要がある。

固化材添加量は、推定値であるため、施工前に室内配合試験を行い、再設定する必要がある。